特例郵便等投票の流れ

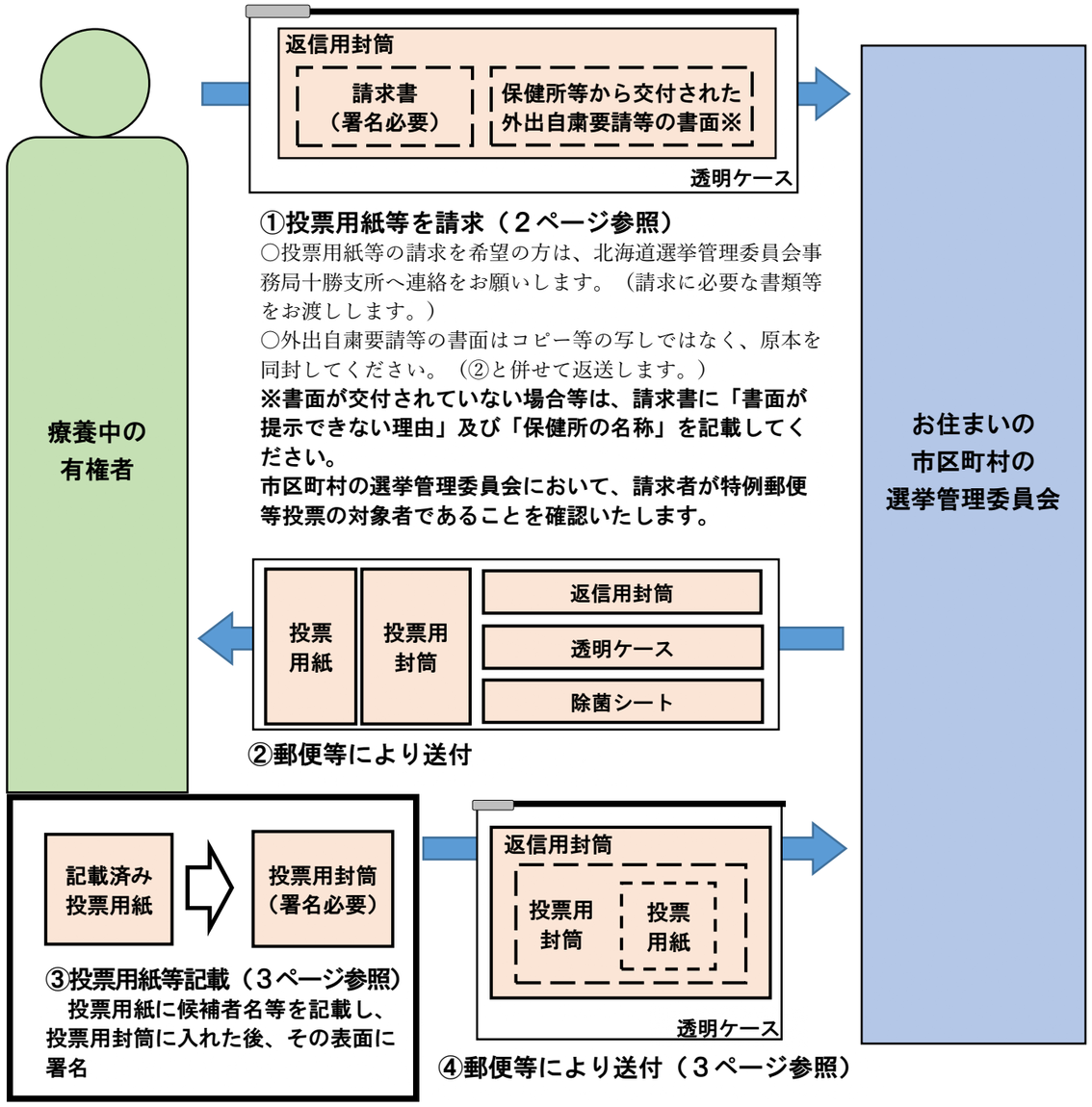

補足・注意事項

◆　投票までには数日の期間を要します。請求は公示（６月２２日）前でもできますので、早めの請求・送付をお願いいたします。
◆　上図の①投票用紙等の請求は２ページ、③④投票用紙の送付は３ページをご覧ください。
◆　投票用紙を請求された後に、宿泊・自宅療養期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所での投票を希望する方は、郵送等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
◆　他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票については、公職選挙法上の罰則が設けられています。
◆　法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています。

宿泊施設で療養等されている方向け

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をされている方も郵便等で投票ができるようになりました

新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅で療養等をされている方で、一定の要件に該当する場合は、郵便等で投票をすることができます。（特例郵便等投票）
令和４年７月１０日（日）に行われる第２６回参議院議員通常選挙の投票を希望される方は、次のとおり投票用紙等をご請求ください。
投票の流れは**４ページ**をご覧ください。

1　投票用紙等の請求先

請 求 先	お住まいの市区町村の選挙管理委員会 ※選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会
請求期限	令和４年７月６日（水）１７時まで（必着）

2　特例郵便等投票の対象となる方

◆　有権者で、以下に該当する方が特例郵便等投票の対象となります。

・感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
・検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方

＋

外出自粛要請等の期間が、請求の時に令和４年６月２３日（木）から７月１０日（日）までの期間にかかると見込まれる場合

3　投票用紙等の請求に当たってのお願い

◆　投票用紙等の請求を希望する方は、北海道選挙管理委員会事務局十勝支所あて連絡をしてください。

北海道選挙管理委員会十勝支所
電話：011-585-6104（内線：40252）、011-585-6103（内線：31856）

◆　保健所等が発行する外出自粛要請の書面（就業制限に関する書面を含みます）又は宿泊施設への隔離・停留の措置に係る書面を添えて、請求書を請求先となる市区町村選挙管理委員会に送付してください。
　ただし、外出自粛要請等の書面が交付されていない場合等は、請求書に「書面が提示できない理由」及び「保健所の名称」を記載してください。
◆　請求書等を入れた封筒を透明ケースに入れて、次の連絡先まで請求書を提出する旨の連絡をした上で、所定の投かん箱（透明の箱）に請求書等を提出してください。

宿泊療養施設スタッフ
事務局内線　３番

（４ページ・流れ①の詳細）

投票用紙等の請求手続について

①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。

※　投票用紙等の請求を希望される方は、北海道選挙管理委員会事務局十勝支所へ連絡をお願いします。（請求に必要な書類をお渡しします。）

北海道選挙管理委員会十勝支所
電話：011-585-6104（内線：40252）、011-585-6103（内線：31856）

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、マスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けてください。

②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に〇を付けてください。

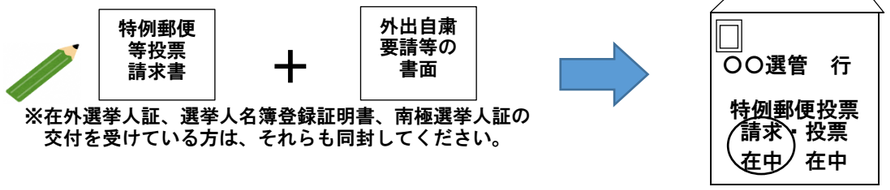

※在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている方は、それらも同封してください。

③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるように透明ケースに封入し、その上で、次の連絡先まで請求書等を提出する旨連絡をし、所定の投かん箱（透明の箱）に請求書等を提出してください。

宿泊療養施設スタッフ
事務局内線　３番

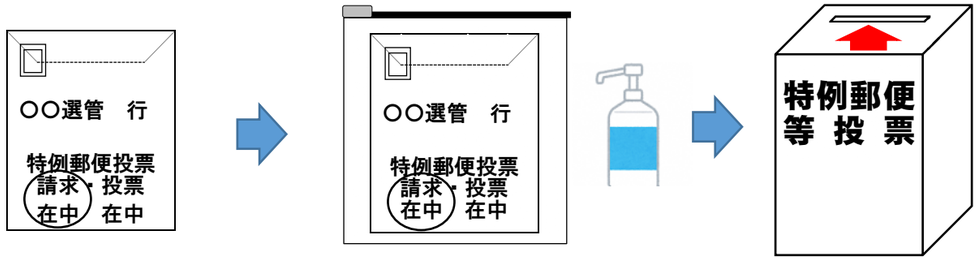

（４ページ・流れ③・④の詳細）

投票の手続について

市区町村の選挙管理委員会からは、以下のものが送られてきます。
投票用紙、内封筒、外封筒、返信用封筒、透明ケース、除菌シート

①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名等を記載してください。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、マスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けてください。

②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。

③外封筒を、市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に〇を付けてください。

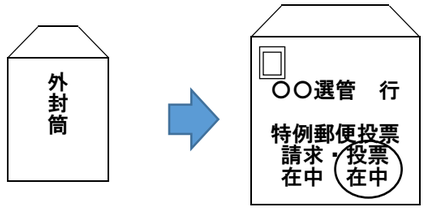

④返信用封筒を、市区町村の選挙管理委員会から交付された透明ケースに封入し、ケースの表面を除菌シートで拭きとる等により消毒してください。その上で、次の連絡先まで投票用紙を提出する旨連絡をし、所定の投かん箱（透明の箱）に投票用紙を提出してください。
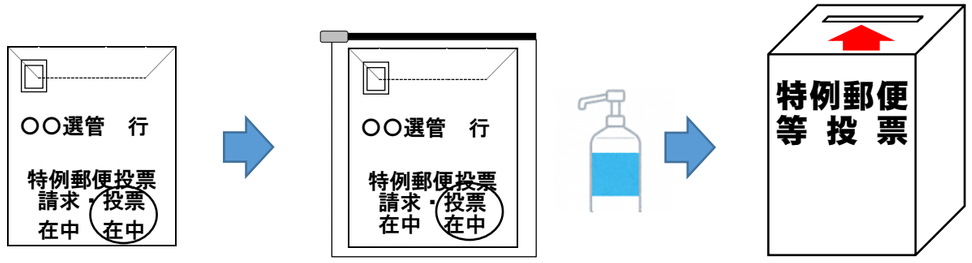
宿泊療養施設スタッフ
事務局内線　３番